

道路占用のよくある質問

Q. 排水を側溝に流してよいか？どこに流せばよいか？

A. 雨水排水は原則宅内浸透でお願いしており、開発などで基準がある場合は、オーバーフロー分のみ側溝に放流を認めております。浄化槽からの排水は、市だけの判断では是非を決定することはできません。施主又は事業者の方で排水先を決定していただき、浄化槽などからの排水管の道路占用の申請書に添付してもらって区長の意見書及び水利組合の同意書の内容を踏まえて市で精査いたします。なお、側溝へ接続する排水管は1軒につき1本をお願いしております。

Q. 道路手前側の官民境界沿いの側溝に、浄化槽などからの排水を放流したい場合は道路占用の申請を省略できるか？

A. はい。官民境界から側溝までの埋設管の長さが概ね50cm未満の場合は、合併浄化槽からの排水管のみ道路占用の申請を省略しています。ただし、トラブルにならないよう地元の区長及び水利組合の同意を得ることを勧めております。

Q. 共同排水管が埋設されてるか？誰が管理しているか？

A. 共同排水管は市で管理しているものではないため、埋設されているかどうかやどのくらいの深さか、誰が管理しているかなどは殆ど把握していません。地元の区長さんや近隣で使っている方に確認してください。

Q. 申請してから許可が下りるまでどのくらいかかるか？

A. 事務処理期間は2週間としています。余裕を持って申請してください。

Q. 給水と下水は申請書を分けたほうがよいか？

A. はい。占用の目的ごとに分けて申請書を作成してください。

Q. 分譲地に給水などを引き込みたい場合、複数の区画分を1枚の申請書に記載してよいか？

A. はい。同一の目的及び場所の占用は1枚の申請書で結構です。ただし、浄化槽などからの側溝に放流する排水管の占用は、1区画当たり正副2部作成してください。

Q. 給水などの引き込みは開削工法で施工してよいか？

A. 原則は推進工法での施工をお願いしております。本管や長距離の給水管埋設などの場合は、開削工法で許可するものもあります。舗装や構造物などを傷めないよう、最小の掘削穴で施工してください。開削工法で施工する場合は、申請書の備考欄に理由を記載してください。

Q. 給水などを引き込む場合、構造物の下は開削してよいか？

A. 側溝や歩車道境界ブロックなどの構造物の下は、推進工法でお願いしております。開削工法をした場合、構造物の下は十分な転圧ができないため、構造物が沈下してしまう恐れがあります。開削工法をする場合は、構造物を一時撤去し、給水や下水管を引き込み、十分な転圧で埋め戻した後、構造物の基礎及び構造物を原型回復してください。

Q. 埋設物件と構造物との離隔はどれくらい必要か？

A. 構造物との離隔は30cm以上確保してください。

Q. 給水と下水は同じ掘削穴で施工してよいか？

A. はい。同じ掘削穴での施工は可能です。ただし、各々の基準で埋戻しをしていただきますので、同じ掘削穴で施工する場合は、埋戻し構成を記載した引き込み部の道路縦断図を添付してください。

Q. 工事に着手する場合は着手届が必要か？

A. いいえ。着手届は必要ありません。

Q. 道路占用工事完了届はいつ提出すればよいか？

A. 「伊勢崎市道路占用復旧工事実施要綱」では、本復旧は仮復旧後、原則として3箇月から6箇月の間に、占用者が復旧工事を行うものとしています。本復旧工事完了後、速やかに道路占用工事完了届を提出してください。